

# 農林水産省における農福連携施策



農林水産省農村振興局農村政策部  
都市農村交流課課長補佐

富所 康広

## 報告要旨

農林水産省は平成27年度より農福連携を推進しており、これまで厚生労働省とともに情報発信や普及啓発を目的として「農福連携マルシェ」や「農福連携推進フォーラム」を開催。平成29年度からは「農山漁村振興交付金（農福連携対策）」として、社会福祉法人等が福祉農園を整備するための支援や、農業経営体が障害者等を受け入れるための支援を行っている。本事業は農業者に限らず支援の対象となるので、活用を検討していただきたい。

## 1. 農福連携の取組方針と目指す方向

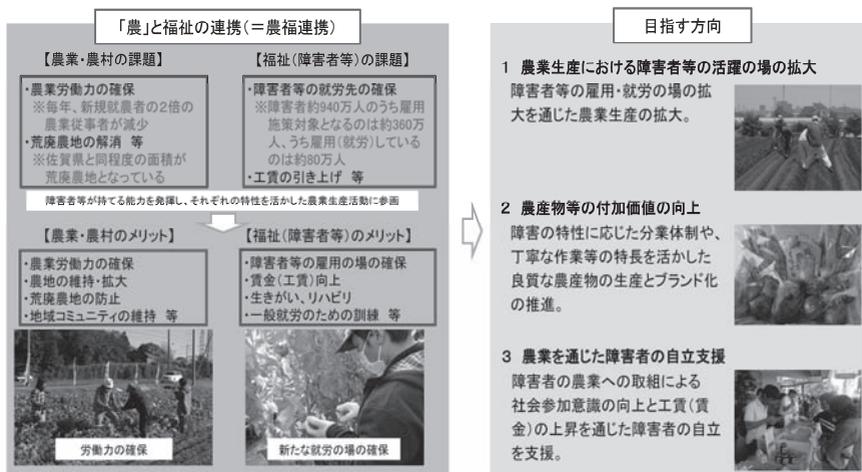
農業の視点からみた農福連携の背景と、農林水産省の取組みについてお話しします。

農福連携の背景には、担い手の急激な減少という農業側の課題と、障害者の働く場所の不足という福祉側の課題があります。双方の課題を、双方が手を結ぶことで解決できないかと、農福連携が始まりました（図1）。

## 2. 農業経営上の課題

毎年、約6万人の新規就農者が生まれていますが、それ以上に農業の担い手が減っています。それに伴い、当然田畑が減り、耕作放棄地が増えていきます。この20年で、一つの県くらいの面積の耕作放棄地が増えているという現実をお知りおきください。

（図1）農福連携の取組方針と目指す方向



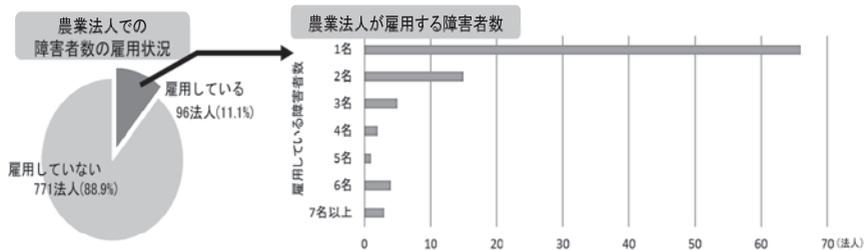
出典：農林水産省作成資料

もう少し農業を取り巻くお話をさせていただけます。これは農業法人における障害者雇用に関する調査結果です。農業側から福祉側にアプローチする事例はまだそれほど多くありません。例えば、日本農業法人協会の会員のうち、約1割の法人が障害者の方々を雇用しているのですが、その人数は1〜2名と、まだ少ない状況があります(図3)。

農業者の方と接する機会が多いのですが、農業者の方は障害者の皆さんと接する機会が少ないため、雇用や受け入れとなるとまだまだ不安を感じているところがあるといったお話を伺っています(図4)。

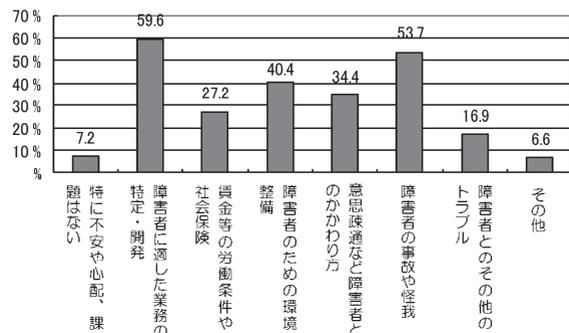
### 3. 農業法人における障害者雇用の課題

(図3) 農業法人における障害者雇用



※アンケート調査に回答のあった867法人の内訳 (出典) 公益社団法人日本農業法人協会「農業法人白書2014」※左図とも

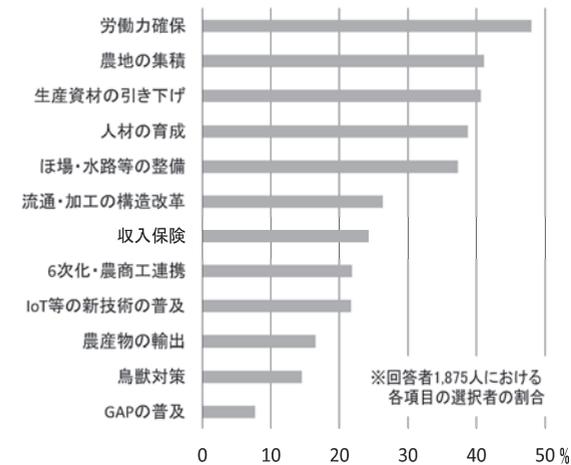
(図4) 障害者を雇用する際の不安や心配



出典：農村工学研究所「農業法人等における障害者雇用に関するアンケート」(平成21年)

図2は若手農業者の関心の高い施策、表は新規就業者の農業経営面での課題について重要度がどう変化したかを示しています。年数がたつにつれて、多くの課題は重要度が減っている一方で、労働力不足だけは重要度が増えています。

(図2) 若手農業者の関心の高い農業施策



出典：農林水産省「平成29年度食料・農業・農村白書」

(表) 新規就農者の農業経営面での課題の変化

課題	2013年	2016年 (増減)
所得が少ない	59.6%	55.9% (▲3.7%)
技術の習得	47.6%	45.6% (▲2.0%)
施設整備資金の不足	34.5%	32.8% (▲1.7%)
労働力不足	22.9%	29.6% (+8.7%)
運転資金の不足	26.7%	24.3% (▲2.4%)

出典：全国農業会議所「新規就農者の実態に関する調査結果」(平成28年)

特に若手農業者、新規就農者を取り巻く課題として、労働力不足が相対的に大きな課題となってきたのか、お分かりいただけだと思います。農福連携の取組みを通じて若手農業者、新規就農者の方が働きやすく、就農しやすく、参入しやすくなるような地域づくりといった施策も今後重要になってくるのではないかと考えます。

## 4. 農福連携の取組みの形態

農福連携の取組みの形態は大きく分けて3つあります。1番目は、農業者が障害者を雇用する形態です。2番目は、社会福祉法人や障害者就労支援事業所が農業に参入する形態です。3番目がその中間的な、農業者が作業の一部を障害者に担ってもらい、作業請負という形態が増えています(図5)。

農業者の方とお話をしていると、「農福連携はまず障害者を雇用することでしょうか」という声をよく耳にします。私は「ほかに一部の作業をお願いするという形もありますよ」とお答えすると、「それなら自分にもできるかもしれない」という話になります。まずはどんな形でもよいので、障害者の皆さんと接してみてください。私自身も障害者の皆さんと接することで、思いががらりと変わった経験があり、農福連携

(図5) 農福連携の取組みの形態

### ①農⇒福 農業者が障害者を雇用

利点：特別支援学校の職場実習、福祉事業所の農業体験等の受け入れを契機に雇用に結び付く事例あり。障がい者がスタッフに加わることで、職場の雰囲気良好になる、組織力が上がるなどのメリットももたれている。  
課題：1年を通じて仕事を切り出す必要があり、また、福祉的支援も必要。



地域の農業者からの技術指導

### ②福⇒農 就労支援事業所が農業に参入

利点：仕事の熱心さ、生産物の品質の良さが認められ、地元の理解が進み、農地が集積するなど、地域農業を支える担い手として成長する事例も多い。  
課題：農地の確保、農業の技術習得が不可欠。



栽培研修を受ける障害者の皆さん

### ③農⇄福 福祉事業所による農作業請負(施設外就労)

農から見た利点：作業量に応じて依頼可能(1年中切り出す必要はない)福祉事業所の支援員が同行し、障害者への指導は支援員が担う。  
福から見た利点：農地がなくても、農業に関わることが可能。農業者から福祉事業所の支援員に技術(作業方法)を指導。  
課題：第三者等によるマッチングが必要

出典：農林水産省作成資料

の気付き、学びを深められるのではないかと思います。

## 5. 国の基本政策における農福連携の位置付け

ここからは農林水産省の取組みについてお話しします。これは国のいろいろな計画や施策のなかで、農福連携はどこに位置付けられているかを示しているものです。特に「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)<sup>(\*)1</sup>」と「未来投資戦略2018(成長戦略)」<sup>(\*)2</sup>は皆さんも聞いたことがあるかと思います。どちらも昨年6月15日に閣議決定されましたが、これらのなかで農福連携が明確に位置付けられており、ですので、国としても農福連携を一生懸命進めていくという方針となっています。

## 6. 農林水産省における農福連携の取組み

農林水産省では、平成27年度から具体的な施策、事業を組んで、厚生労働省の皆さまと連携しながら農福連携の推進を図ってきました。たとえば有楽町で厚生労働省の皆さんとマルシェを開催したり、今回のような皆さんに農福連携のことをより知っていただくためのフォーラムを開催したり、農福連携の推進を図っているところ(次頁図6)。3月20日には農林水産省において、厚生労働省と共催で農福連携のフォーラムを開催します<sup>(\*)3</sup>。より多くの学び、気付きを深めていただければと思います。

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/keigri/cabinet/2018/2018\_basipolicies\_jap.pdf  
(\*)1 未来投資戦略2018:「Society 5.0」に向けた駆動型社会への変革」首相官邸ホームページ  
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisetsu/pdf/miraitous2018\_zentai.pdf

(\*)1 「経済財政運営と改革の基本方針2018」: 少子高齢化の克服による持続的な成長戦略の実現」内閣府ウェブサイト

(図6) 農林水産省における農福連携の取組み

農林水産省における農福連携の支援制度	厚生労働省と連携した主な取組
<p>◆都市農業機能発揮対策事業 (平成27年度～28年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施地域：市街化区域、市街化調整区域</li> <li>○主な事業内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉農園等の整備への支援</li> <li>・農作業、加工作業等の研修への支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>◆農福連携マルシェを開催 (平成27年度)</p> <p>農林水産省、厚生労働省の共催により、農福連携マルシェを開催。 現在、マルシェは全国40道府県が独自に開催し、ノウフク商品（障害者が生産や加工に携わった農産物・農産加工品）の魅力を発信する場として定着。</p>
<p>◆農山漁村振興交付金（農福連携対策） (平成29年度～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施地域：市街化区域、市街化調整区域外にも拡大</li> <li>○主な事業内容： <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉農園等の整備への支援</li> <li>・農作業、加工作業等の研修、サポーター育成等への支援</li> </ul> </li> </ul>	<p>◆農福連携推進フォーラムを開催 (平成27年度～)</p> <p>農林水産省、厚生労働省の共催により、農福連携の現状や取組事例の報告等による農福連携の普及啓発、情報発信を目的としたフォーラムを継続して開催。</p>

出典：農林水産省作成資料

(\*) 農福連携推進フォーラム「さらなる農福連携のための農福福祉のマッチングの拡大に向けて」(2019年9月20日開催) 農林水産省ウェブサイト  
<http://www.naff.go.jp/j/press/nousin/kouyu/190221.html>  
<http://www.naff.go.jp/j/press/nousin/kouyu/attach/pdf/190221-2.pdf>

## 7. 農山漁村振興交付金(農福連携対策)

農林水産省には具体的な施策として、農福連携に関する補助事業があります。大別してハード対策とソフト対策があります。

ハード対策は障害者が働く施設、農園などの整備を支援します。ソフト対策は働きにくさを抱えている障害者の皆さんを支援する事業です。たとえば障害者の皆さんが技術習得される際にかかる経費や実際に担える作業の検証、分業体制の構築やそれをもとにした作業手順のビジュアル化、マニュアル化など、ソフトに対する取組みについても、この交付金でサポートしてきます。

8. 農福連携に携わって

農林水産省の事業は農業者しか使えないのかというご質問をいただきます。社会福祉法人や障害者就労支援事業所の皆さまが農業に参入する際にも交付金は使えますので、ぜひお知らせください。活用をご検討いただければと思います(次頁図7)。

私はもともと三重県職員で、県内の現場で農福連携に携わる方々から、本当に多くのことを学ばせていただいています。

私が非常に感銘を受けるのは、障害者の方としっかりと向き合い、得意とするところや、強みは何かを見極め、その人に合う仕事を切り出したたり、配置させたりしていることです。この向き合い方というのは、障害者だから、農福連携だから特別というわけではなく、よく考えれば、子育て、教育、スポーツ、ビジネスである

うと、どの分野でも共通して言えることだと思います。農福連携の取組みには、人を育てるうえでヒントがたくさん散りばめられていることを強く感じます。

農福連携の取組みが広がれば、人とかかわり、つながりが変わり、社会全体が変わっていく可能性があるのでないでしょうか。今日はそんな思いも皆さんと共有させていただきながら、ぜひ皆さんと一緒に今後、農福連携をもっともつと推進し、広げていきたいと考えていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

(図7) 農山漁村振興交付金 (農福連携対策)

	<p>社会福祉法人等が福祉農園を整備するための支援                  ○事業実施主体：社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等                  ○支援対象：障害者、生活困窮者、高齢者（要介護認定者）</p> <p style="text-align: right;">※工簿額は平成31年度拡充内容</p>	<p>農業経営体が障害者等を受け入れるための支援                  ○事業実施主体：地域協議会                  ○支援対象：障害者、生活困窮者</p>
<p>農福連携整備事業 (1-1) 対策</p>	<p>○福祉農園（休耕所、農機具庫、給水施設等の附帯施設含む）の新設、補修又は改修、加工・販売施設の整備を支援。                  ○事業期間：1年間 ○交付率：1/2                  ○助成額上限額 ①簡易型：200万円 ②高度型：500万円                  ③6次産業導入型：1,000万円 ④介護・機能維持型：400万円</p>   	<p>○農業経営体が自社農園で障害者や生活困窮者を受け入れる際に必要となる施設（休耕所、トイレット等）の整備を支援。                  ○事業期間：1年間 ○交付率：1/2 (助成額上限50万円)</p>  
<p>農福連携支援事業 (1) 対策</p>	<p>○福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する、農業技術習得の研修、分業体制の構築、作業手順のマニュアル作成等を支援（新たに水稲・林福連携の取組を支援）。                  ○事業期間：2年間 ○交付率：定額 (助成額上限150万円)</p>   	<p>○放農等を希望する障害者や生活困窮者を農業経営体が入力して研修を行う取組並びに分業体制の構築及び作業マニュアルの作成を行う取組を支援。                  ○事業実施期間：2年間                  ○交付率：定額 (助成上限額：200万円)</p>  
<p>農福連携人材育成 支援事業</p>	<p>1.農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業                  ・農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイザー（ヘルプ）に、障害者の職場定着を支援する人材（農業版ジョブコーチ）の育成及び派遣を行う取組を支援。                  2.施設外就労コーチ・ネットワーク育成支援事業                  ・障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーチ・ネットワーク）の育成を行う取組を支援。</p> <p>○事業実施主体：社会福祉法人、民間企業等 ○事業期間：2年間 ○交付率：定額 (1、2とち助成上限額は400万円)</p> 	
<p>普及啓発等推進 対策事業</p>	<p>○農福連携の全国展開に向け、農福連携の普及啓発等を推進する取組及び農福連携の推進に係る調査・研究を支援。                  ○事業実施主体 民間企業等 ○事業期間 1年間 ○交付率 定額</p>	

出典：農林水産省作成資料